

平成17年度第3回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日時：平成17年8月8日（月曜日）

午後1時30分から午後4時30分まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

平成17年度第3回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日 時：平成17年8月8日(月) 午後1時30分から午後4時30分まで
場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 部会長 田中 仁 副部会長 遠藤 勝彦 委員
岡田 秀二 委員 徳永 幸之 委員 沼倉 雅枝 委員

司 会 それでは定刻となりましたので、ただいまから宮城県行政評価委員会平成17年度第3回公共事業評価部会を開催いたします。

本日は、森杉部会長を初め、6名の委員に出席をいただいております。

行政評価委員会条例、2分の1以上の定足数ということでこれを満たしております。会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

なお、加藤委員、長田委員、高橋委員、両角委員におかれましては、本日所用で欠席されております。

それでは会議に入りますが、議事録用にマイクをオンラインで録音をしておりますので、今までどおりお手元のマイクをオンにさせていただきたいと思います。

それでは、これより会議に入ります。

森杉部会長、よろしくお願いたします。

森杉部会長 まずは議事録署名委員の指名をいたします。

本日は、岡田先生と沼倉先生のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願申し上げます。

会議の公開ですが、今までと同様当会議は公開です。

傍聴につきましては、本会場に表示しております傍聴要項に従いますようお願いいたします。

それから、写真撮影、録画につきましては、事務局職員の指示に従ってお願いいたします。

それでは、議事に従って会議を進めてまいります。

議事次第の1「公共事業再評価対象事業の報告について」というタイトルになっておりますが、これは前回の会議におきまして基本的に継続妥当といたしましたが、そのときの条件として追加的な情報の説明をお願いした事業です。次第にありますように3つの事業が対象になっております。

まずは、資料1の「小田川統合河川整備事業」について、県の方からご説明をお願いいたします。

河 川 課 それでは、ご説明させていただきます。

土木部河川課河川整備班技術補佐の平塚と申します。きょう、課長が欠席のため代理で説明させていただきます。

小田川の統合河川整備事業の個別報告でございますけれども、2点ほどございます。

一つは、本川の阿武隈川に合流する小田川ということから、その処理の仕方についてセミバック堤で行いますが、セミバック堤についての説明が抜けていたという

点と、もう一つは小田川の改修計画区間の中に多数の橋梁がございますが、その橋梁についてどのような整備を行っていくのかという2点でございます。

それでは、バック堤・セミバック堤について、ご説明させていただきます。

画面をご覧ください（追加資料2頁上段図）。これは小田川の河川を横に切った形での横断図でございます。小田川は本川の阿武隈川と合流しますが、その合流の方式としまして三つほどございます。そのうちの一つでございます「自己流堤断面」ということでございます。

実は、河川の堤防の大きさにつきましては、その流れる川の水の量、計画流量によって堤防の幅、また余裕高が構造令、政令でもって決められております。

小田川につきましては $160\text{ m}^3/\text{s}$ の流量を持つ計画でございますので、余裕高は 0.6 m 、堤防の幅は 3 m 以上ということになってございます。それに対しまして本川の阿武隈川については $7,100\text{ m}^3/\text{s}$ の計画流量を持ってございまして余裕高が 1.5 m 、堤防の幅が 6 m 以上ということで、堤防の大きさが物すごく違ってくるといような状況がございます。そういう中で、本川の阿武隈川と小田川をどのように合流させるかという考えの一つとして自己流堤の方式がございます。

図面に示してあります水色の部分は、流量 $160\text{ m}^3/\text{s}$ でございまして、その水位が自己流のハイウォーターレベルです。それに対して余裕高が 0.6 m いるのだらうとしまして堤防の幅は 3 m ということで、それに逆流防止のための水門、もしくは排水のためのポンプが必要になる場合で合流させる形でございます。

これには、大河川が本川に合流する場合にはそういう形がとれない場合もございます。といいますのは、本川が洪水のピークになった場合に、1番水位が高くなった場合に支川の方に背水、その本川のピークの水位が支川の小田川に影響する場合がございますので、それを一旦水門で止めまして合流させるというやり方でございます。

二つ目に、セミバック堤断面というのが画面にございます（追加資料2頁下段図）。そのような形にしますと本川、阿武隈川の水位が上昇しますと小田川の堤防から溢れるという事態が発生するわけです。それを防止するためにセミバック堤断面、今回の小田川の計画でございますがセミバック堤断面という考え方がひとつございます。水色の小田川の流量 $160\text{ m}^3/\text{s}$ の水位に対しまして、本川の阿武隈川の水位を足した形での流量断面をとりまして、その上で小田川支川の余裕高 0.6 m と堤防幅を 3 m とって整備するのがセミバック堤方式ということでございます。

それより支川の小田川の安全度を増すためにはどうしたらいいかというのが次でございまして、バック堤という断面でございます（追加資料3頁上段図）。これは、セミバック堤と同じように自己流の小田川の流量 $160\text{ m}^3/\text{s}$ に対しまして、阿武隈川のハイウォーターの分赤斜線の分を足した上で、堤防の余裕高も阿武隈川の本川の 1.5 m をとった上で堤防幅についても 6 m をとって十分安全な形での堤防計画ということでございます。バック堤になりますと、阿武隈川の水位が計画洪水流量に達しましても支川から溢れないということになりますので、バック堤があれば水門は必要ないということになります。

こういった合流の三つの形を小田川を縦断的に切った断面がこれでございます（追加資料3頁下段図）。左側に阿武隈川の横断、小田川が縦断という形になります。阿武隈川の水位が高くなっても小田川の水門によりましてバックが来ませんので、小田川が必要な $160\text{ m}^3/\text{s}$ の流量を流せるということでございますけれども、

水門で閉めてしまいますので阿武隈川の水位が低いうちに小田川を流しきってそれから閉めない大変なことになる。また、小田川の水門を閉めた後に小田川からまた水が流れてくるとなりますと小田川自体があふれてしまうということが懸念されますので、その小田川の安全度を増すための、セミバック堤でございます。次をお願いします（追加資料4頁上段図）。

阿武隈川の洪水位と同じ高さの、斜線でありますけれども、高さを計画水位としまして、それに対して小田川の余裕高0.6mを足して、その分堤防を高くするというによりまして、阿武隈川の水位が高くなってもその斜線分が洪水の流量高として余裕されるという形です。

次に、バック堤でございますけれども（追加資料4頁下段図）、それに安全度を増すための仕掛けでございますが、先ほどセミバック堤では余裕高を0.6mということにしておりましたけれども、それを阿武隈川の余裕高の1.5mにする。しかも、堤防の幅も3mから6mにすることによってより安全度を増した形での堤防ということになります。次、お願いします。

これが、小田川の上流側から阿武隈川の合流点を見た写真でございます（追加資料5頁上段図）。既に小田川の水門がセミバック堤を前提とした形で国土交通省で整備ができ上がってしまっていて、途中堤防が高くなっているのが小田川水門を整備した際に国土交通省が整備した堤防の高さでございます。この高さ分ぐらい手前側が小田川の改修によって高くなるというようなことになってございます。

大河川が合流する場合には、主にバック堤の形式をとりまして水門等の処理がないような形が多いのですが、小田川の場合は小河川とも言えず大河川とも言えないような状況から、周りの土地利用等を考慮、勘案しましてセミバック堤の水門ありの一部堤防のかさ上げというようなことで合流点の処理をしたいという提案でございました。

次に、道路橋梁と河川の改修についてでございますけれども、昭和53年の2万5,000分の1の図面がございます（追加資料6頁上段図）。赤く線を引っ張っていますのが小田川の改修区間でございまして、阿武隈川が下の方から上の方に流れているということでございます。その当時、小田川の下側、右岸側でございますけれども、田んぼのような状況。小田川の合流点上側、左岸側については人家が点在している状況が見られます。これが平成14年と対比しますと（追加資料6頁下段図）、小田川の右岸側の方、下側でございますけれども、田んぼが一部なくなって住宅が張りついているというところから、阿武隈川の合流点付近については近年住宅市街地化が進んでいるという状況が見て取れると思います。次、お願いします。

これはその比較でございます（追加資料7頁上段図）。本題の橋梁でございますけれども、順次展開していきますが、下流の方から今現在あります橋梁、住社橋、沼南橋、長瀬1号橋、世ヶ先橋、鹿島下橋、鹿島橋、小田橋、小田戸ノ内橋、小田校前橋、また名前がついていない人道橋がこのようにございます。

そのうち、小田橋につきましては昭和56年に河川計画に合わせまして改修済みでございます。それ以外の9橋につきましては今後河川の整備に合わせてどのように進めていくかということが問題になってございます。特に左岸側ではほ場整備事業が今後行われる予定でございます。阿武隈急行鉄道を黄色い線で示していますが、小田川上流につきましては小田地区ということで平成23年から28年まで、また下流側につきましては大沼地区ということで平成28年から30年までにほ場

整備事業が行われる予定になっています。

そういったことから河川の改修に合わせまして、ほ場整備計画との整合、橋梁管理をしています地元角田市、また周辺の住民の方々の道路計画についてのご意見をお聞きしながら橋梁統合もしくは廃止に向けて十分調整しながら河川改修を進めていく予定でございますので、ご理解をいただきたいということでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

森杉部会長 はい、ありがとうございました。
前回ご質問があった件についてのご報告をいただいたという形です。
ご質問をどうぞ。

徳永委員 最初に、セミバック堤の方だと計画水位が随分上がったものに対しての設計というに対して天端の幅が3mで変わりがないのですが、バック堤の方だと水位が高くなっていることを考慮して6mとろうということだと思んですが、セミバック堤としたときに本当に3mで大丈夫なのかなというような疑問があります。
あと、さらに余裕高を増して天端6m広げるのであれば、逆に内側の断面をもっと広くとるという選択肢もあり得ると考えられますが、それと比較して全部外側にどンドン土を盛っていくという工法でよいのかという点について説明をいただきたいのですが。

河川課 おっしゃられるように、セミバック堤ですと水門で閉めてしまいますので、断面的に余裕を持つためには上流に遊水地のようなものがセットであるということが理想的でございます。

ただ、先ほど地図を見ていただきましたけれども、かなり小田川の左岸側には既に民家が密集しているというような状況、それから右岸側についても住宅地が張りついているというような状況でございます。

また、上流側には一部河川公園を整備しておりますして遊水地の機能を果たすような部分もございますので、ある程度の遊水機能はあるということと、あとこれまでの阿武隈川のピークの時刻と小田川のピークの時刻というのを比較しますと約7時間ぐらいの時間の差があるということがわかっておりますので、そういった時間の差を狙い、いち早く小田川の水を流してしまつて水門を閉めるというようなことで対応できるのではないかなというふうに考えてございます。

徳永委員 質問の意味は、元々3mの天端幅で整備するわけですよね。それに対して、これは模式図なので何とも言えないんですけども、これだけ水位が高くなってくると、いわゆる透水曲線ですかね。それが突き抜けて危険なのではないですかということなんですけれども。

河川課 まだ、詳細設計はこれからでございます。堤防をつくるため、現在の堤防の状況なども調査しなければなりませんし、周辺の土地利用についてもまだ精査してございません。そういった状況、また地盤もそんな強いところではないということもありますのでそういった状況を踏まえまして、今、ご指摘があったその辺について精査をして事業着手に向けていきたいと考えているところであります。今のところは、

評価条件に則った形でセミバック堤の方が効果的ということで提案させていただきたいというような考えでございます。

森杉部会長 よろしいですか。

徳永委員 もう一点の道路の方、橋のつけかえの件ですが、特に以前の事業の中でもそういう指摘をさせていただいたんですが、要は現況をそのまま保障するという形でつけかえるということだと必ずしも地域の人にとって使いやすいものになるかどうかというのはわからないので、そこは今、車社会になっている時代ですから、統合することによってより幅員の広い歩道付きの橋であるとかそういうものができるよということをちゃんとよく説明した上で、そういう調整をやっていただきたいということを改めてお願いしておきたいと思います。

河川課 そのつもりで地元との調整を進めてまいりたいと思っております。

森杉部会長 今回の件は附帯意見につけましようか。この委員会の附帯意見として、橋梁架け替えに関しては、橋梁の統廃合について検討する場を設けるなど十分調整をしてくださいということでしょうか。附帯意見をつけておくことで事業調整がスムーズに進む可能性があるのではないかと思います。

徳永委員 前回（平成13年度）、内川河川改修事業のときも同じような議論をさせてもらい、附帯意見を付けたかと思いますが。

森杉部会長 今回も意見をつけましよう。この事業はよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

森杉部会長 ありがとうございます。

次は2件続けてご説明をいただきます。いずれも経営体育成基盤整備事業です。説明をお願いいたします。

農地整備課長 農地整備課長の関川でございます。

審議番号13番、14番の事業でございます。第1回部会で共通の調査事項3点ほどご指示いただいております。

最初に13番の中田南部地区についてご説明いたします。追加資料に審議番号13番を付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

第1点目の事業効果、特に営農経費節減効果の削減のための対応策でございます。

1ページに記載しておりますが、ほ場整備のハード部門とソフトが連携を図りながら農地集積増加率を達成した場合には、経営者の負担軽減につながるようなソフト事業の導入を図って生産低減を図っていきたいと思っております。

カラーの資料が手元に入っていると思っておりますが、これが対応事業の紹介になっております。後で詳しくご覧いただきたいと思っております。

それから中段に仕組みを書いておりますが、これが宮城県独自の推進体制でご

ざいます。農地集積指導担当を本庁および出先に配置しまして、4ページにあります農地集積指導チームを設置いたしましてこのような組織のもとで推進を図っています。

それから、5ページの別紙1-2の資料でございますが、宮城県農地集積アドバイザーとして役場職員、振興公社職員、土地改良区職員、あるいは生産組合組合長など現在15名の方々をアドバイザーとして指名しまして、農地集積の推進を図っていくというふうな現状でございます。

さらに、6ページから8ページの別紙1-3でございますが、活性化カルテというものをほ場整備実施全地区に作成しておりまして、地区の課題を浮き彫りにしながら個別の対策を講じて農地集積の目標の達成を図るように進めております。

また、8ページの表は、診断結果ということで2枚目のカルテをまとめた結果を、現状・課題・対策というふうに整理いたしまして、レーダーチャートによって前年と比較するなど、どの部分が弱いのか、原因を見ながら指導をしていくことでございます。

それから二つ目として、9ページの別紙2にございますように、集落全体で地域の将来を見いだすために地区内の各集落ごとに地域活性化を目指すアグリセンターを設置いたしまして、土地利用、担い手の育成、コスト低減のための新しい地域農業の活性化などを目指すということを推進体制をつくっております。

さらに三つ目といたしまして、13ページの別紙3には、中田町では産地づくりとしての地域水田農業ビジョンが策定されております。この中では土地利用の調整をして農用地の利用集積を推進し、水田利用のための将来像とその実現のための取り組み方策が定められております。

それから、第2点目が、営農体系、機械化作業体系の事業実施前の現況と事業継続時点での現況及び計画との比較ということでございますが、これについては担当からご説明を申し上げます。

農地整備課

それでは、2番目の営農体系、機械化体系についてご説明申し上げます。

16ページの資料4をご覧くださいと思います。「2-2 営農経費節減に伴う効果額」これにつきましては右上の方に書いておりますように、再評価の段階で費用対効果算定補足資料をお配りしています。その資料から抜粋して再度掲載しております。

この表を見ますと、例えば水稻の場合、10a 湿田から30a の乾田に整備された場合、着手前現況の営農経費が180万8,953円に対し整備後計画では83万7,400円ということで、その差としまして97万1,553円が節減額として出ますよということで効果を算定しております。その効果発生面積が5.7haということで、面積に節減額を掛けたものといたしまして553万8,000円という数字が年効果額として出ますよということで算定しております。

この営農経費の 現況と の計画の内訳につきましては、次の17ページから掲載しております。

17ページにつきましては、1番上の方に書いてありますが、水稻の場合、左側には現況が10a 湿田、右側には30a 大区画整備計画の乾田を作業毎に作業期間と手段を縦に並べております。1ha単位で作業全体の現況と計画の差をとって営農経費効果が算定する方法をとっています。

例えば、表左上の作物名から3段下にある作業名の耕起・整地ですが、現況ではトラクター23ps+ロータリー1.6mで作業しております。それがほ場整備後の30a乾田での計画では、トラクター33ps+ロータリー1.8mで作業がおこなわれるとの計画しております。

このようなことで現況と計画を比較して、表の右下最後に現況の営農経費から計画の営農経費を引いたものを節減額ということで算定しております。

17ページにつきましては現況10a湿田から計画30a乾田、次の18ページにつきましては現況10a湿田から計画50a乾田、それから19ページにつきましては現況10a湿田から計画1ha乾田というふうなことで比較したものを添付しております。また、大豆についても同様に算出していますが、省略させていただきます。

次に、20ページの表は、先ほど17ページで説明した営農経費節減効果について、営農体系、特に機械作業体系を現況と計画、及び事業継続中ではありますが、整備された水田で営農しているニッ木生産組合を例にとりまして、現況からどの様に機械作業が替わり、計画と比較してどの様な状況にあるのか示しております。

この組合につきましては、水稻と牧草を現在経営しております。

表の真ん中の方に作業体系の概要というようなことが書いてございまして、現況、計画、継続の順にを並べております。継続とは現時点（事業継続中）のことです。

水稻作業の最初、耕起・施肥・代かきは、23psのトラクターでの作業を33psのトラクターでの作業と計画しましたが、ニッ木生産組合は、現在は29psから50psのトラクターで作業状況にあるということを表しています。同じように各々の作業ごとに田植え、肥培管理、刈り取りなど作業ごとに現況と計画と継続段階の機械を書いております。

それから、当初生産していなかった牧草を栽培しております。右側の備考欄に経営面積が書いてございまして、水稻の事業前が14.4haに対し、現在は24.1ha経営しております。牧草につきましては30ha経営している状況にあります。

さらに表の項目3番目の欄に、ニッ木生産組合の営農状況が書いてあります。面積が74ha、構成員が3名で、農業機械につきましてはトラクターが29psから79psまで4台、パワーハロー、ハイベラ、田植機、コンバイン等についてもその台数を記載しております。

次の21ページにつきましては、実際の営農計画、作業体系を検証したデータを公表してくださいということで、先進的水田基盤営農対策実証調査を松山町須磨屋地区で行った結果がありますので、これで検証結果としたいと思います。調査年度が平成6年から9年度ということでちょっと古くはなりますが、4年間継続調査した結果を抜粋しております。

左側の上の表を見ますと、作業時間が書いてございまして、4カ年平均の年間作業時間は166時間でした。ここから乾燥調整と生産管理はライスセンターに委託しておりますので、この19時間を引いた時間の147時間というものがこの須磨屋地区の農家の実際の労働時間ということになります。なお、その147時間の下の方に「育苗除き」ということで書いてありますが、育苗も育苗センターに委託しますと育苗作業62時間を除いて85時間というふうなことになります。

実際に得られた1ha当たり85時間作業時間を費用節減効果の現況、計画と比較

してみます。17ページに戻って下さい。右側の大区画乾田30a計画の労働時間ですが、155時間程度です。これには育苗作業は委託と計画してありますので、策ほどの85時間と比較しても80時間短縮になっておりますので、この農家につきましては効率よく作業がおこなわれているいえるかと思えます。

次に22ページをお開き頂きまして、先ほどの21ページの作業時間結果を用いて、営農経費の実績として算定しております。先ほど21ページの表で147時間というものを経費に当てはめると86万9,154円ということで、営農経費は108万2,626円の節減になったことがわかります。

以上で、(2)の説明を終わらせていただきます。

農地整備課長 続きます、3点目の事業効果の指標として考えられる認定農家数、農地の集積、作付け計画の推移についてでございます。2ページと3ページの表で記載しております。

まず、2ページに戻っていただきまして、上の表ですが、担い手の状況について平成8年度から平成16年度まで調べたものです。表の右端には計画値を示しております。担い手の区分は、個別担い手、生産法人、生産組織としました。そのほか認定農家を受けた数も1番下の欄にあります。平成8年度は8名に対して現在の平成16年度では14名という実績です。計画は20名ですから、未だ6名ほど計画まで達していない状況です。

次に農家戸数を調べたのがちょうど真ん中の表でございます。大規模経営農家ということで調査しておりますが、現況14戸に対して継続時は10戸です。これは大規模経営農家から農業生産組織に移っていった農家もあり、農業生産組織が計画では9組織ですが、継続時は11組織となっております。

それから、農地集積の推移を下の方の表とグラフに示してございます。中田南部地区では平成8年度には利用集積率8.1%という数字でしたが、平成16年度現在で36.6%と。計画の41.7%にはまだ達していない状況でございます。

それから、3ページ目に入りますが、地区内の作物の作付け状況を平成8年度から平成16年度推移で表しております。中田南部地区では飼料作物を生産していくというふうな計画でありまして、面工事が終わった後から、平成11年ごろから飼料作物を栽培しております。平成16年度現在では89.8haで飼料作物を生産しております。

それから農業機械の所有状況ということで1番下の表であります。田植機、トラクター、コンバインをそれぞれの能力で分類し、台数を調べてございます。例えば田植機は、事業採択時地区内には564台ありました。これを計画では右側の欄のように235台として節減を目指したわけですが、現時点で台数は223台、ただしこれは田植機の規格ごとには分類できませんでした。なお、担い手に限った現時点での所有台数は21台というふうな状況でございます。

それから、トラクターについても同じように事業採択時554台、現在275台。担い手分が29台。計画で目指すのは166台。

それから、コンバインが事業採択時で348台。現時点で121台。担い手分が22台。計画では203台というような状況です。コンバインの台数では既に計画の台数以下になっています。

以上が、中田南部地区の追加説明でございます。

続きまして、審議番号14番河南2期地区の説明に入らせていただきます。

1ページをお開きいただき、追加資料を訂正させていただきますが、この表の中の摘要欄に「推進事業(中田町)」と書いていますが、これは「河南町」の間違いでございます。申しわけございませんが、訂正させていただきます。

中田町と河南町の違いは、摘要欄の1番下のところ「河南2期地区での取り組みは無し」ということで、これは機械のリース関係で大区画ほ場高度利用促進事業を適用していないとことです。あと、連坦化率も中田南部地区と河南2期地区では違います。

それから推進体制については先ほどの中田南部と同様でございます。その辺は説明を省略させていただきます。2番の営農体系、機械化作業体系の事業実施前現況と事業継続時点での現況及び計画との比較について、これも先ほど話したように担当から説明申し上げます。

農地整備課 それでは、(2)番目の説明でございます。

お手元の資料につきましては16ページからになります。この表の構成は、先ほどの中田南部地区と同様でございます。

それから17ページ、18ページ、19ページにつきましても、先ほどの中田南部と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

それから20ページにつきまして、河南2期地区の定川水田農業生産組合の現在の作業体系を書いております。作業体系につきましては、現況については中田南部地区のニツ木生産組合と同じですが、継続につきましては異なっております。ここで資料の訂正をお願いします。この表の一番下の欄、生産組合の規模及び機械利用の組織等のうち、機械及び施設の中でトラクター22psと書いてありますが、26psに訂正願います。

もう一度真ん中の欄、作業体系の概要に戻っていただきまして、水稻作業の耕起、施肥、代かきや肥培管理、そしてわら集め、土改材堆肥散布では26psから40psのトラクターで作業しております。それから刈り取り、脱穀につきましては現在3条から8条とありますが、これも訂正していただきまして、4条から6条の自脱型コンバインで作業しており、このような機械の所有状況になっております。

あと、定川水田農業生産組合につきましては20ページの真ん中の右側の方に現在の経営規模が書いてございます。水稻につきましては現況が28haだったのが計画32ha、現在29.9haということで計画に2haほど達しておりません。

それから、この地区の水稻以外での主要作目は大豆でございます。この生産組合では計画20haだったのが現在45.1ha経営しているというような状況になっております。

1番下の欄にいきまして、現在の経営面積が77.1ha、戸数が6戸で生産組合を運営しております。機械の利用は、トラクター26psが3台、32psが2台、40psが1台ということで、合計6台を持っています。それから田植機につきましては、4条から6条で合計4台。自脱型コンバインにつきましては3条から5条まで合計4台、さらに汎用コンバイン1台というような機械利用状況になっております。

以上が、(2)の説明でございます。

農地整備課長 それでは2ページと3ページに戻って説明いたします。

この河南 2 期地区の担い手の育成の状況でございますが、担い手が平成 8 年度 13 戸に対して平成 16 年度現在で 25 戸というように増えております。計画は 27 戸ですので、あと 2 戸ほどで達成します。

同じに、個別の担い手あるいは生産法人、生産組織、これらは達成したということで中田南部の見方と同じでございます。なお、認定農家数については計画では 46 戸ですが、平成 8 年度、平成 16 年度と同じ数ということで、この辺についてはまだ努力が必要と思っております。

それから、地区内の農家戸数でございますが、大規模経営農家や農業生産組織の数は事業当初の平成 8 年度と現時点の平成 16 年度と増減ありません。

それから、下の方の農地集積状況でございますが、平成 8 年度 26% が平成 16 年度 55.6% という状況になっております。ただし、平成 15 年度と比べますと数値が落ち込んでおりますが、これは転作のブロック・ローテーションの関係で平成 15 年度の転作区域が個別経営農家の区域に移った関係で、一時的に減ったというふうな状況でございます。

それから、3 ページ目ですが、作物作付け状況、地区内の部分なんですけど、河南 2 期地区は大豆の生産に力を入れておまして、平成 10 年度 13.1 ha の作付けが始まり、平成 16 年度現在 119.8 ha 栽培されています。そのほかに飼料作物が昨年度 20 ha 作付しております。

それから、1 番下の表の農業機械の所有状況ですが、同じように田植機、トラクター、コンバインいずれも中田南部地区と同様な傾向をしております。その結果では、コンバインは計画以下の台数となり、計画を達成しましたが、田植機とトラクターの所有状況は計画に近づいているものの、現在の台数は計画を上回っています。

以上をもちまして、13 番、14 番の追加報告を終わらせて頂きます。

森杉部会長 ありがとうございます。大変貴重な資料が届いておりますが、前回の質問事項は説明資料の中にありましたように三つありまして、「事業効果の発現のための対応策はどうであるか」ということと、「経営体系や機械化作業体系の事業実施前状況と事業継続時点での現況及び計画との比較」ということと「事業効果の指標として考えられる認定農家数、農地の集積、作付け計画の推移について」であり、これらについてのご報告をお願いしたわけです。

克明なデータに基づいてのご報告をいただきました。農業の生産構造がどうなっているか説明されていなかった部分もあるかと思えます。まずはご質問をお願いしたいと思っております。徳永先生お願いします。

徳永委員 まず、費用対効果算定のところで営農コストの算定の仕方ですが、これは区画ごとに、要するに 30 a であるとか 1 ha であるとかという区画ごとに単価を決めていますよね。

ところが、今の話を聞くと、担い手なのか担い手でないのかという言い方が適当かどうかわかりませんが、実際に作業をされている方の経営規模が大きいかあるいはそうでないかでかなりコストが変わってくるのではないかとの印象をもちました。要するにトラクターの使用効率とか、人により作業時間の作業効率が随分違うので、同じ 1 ha のところで作業していても全然単価が違うのではないかなというのが、今のご説明を聞いて改めて思ったところですが、現場での農作業の実態はどう

でしょうか。

農地整備課長 区画が大きくなれば、例えばトラクターでもコンバインでも、作業時間が間違いなく減ります。30aと1ha区画としたものを比較した場合、例えば機械の回転の数といいますか、ファンの数が減っていますので、作業時間としての機械の稼働時間自体は減りますし、そのほかの手作業でも、例えばコンバインでの刈り取り作業に当たって、水田は四つ角のところはどうしても手で刈り取るんですが……。

徳永委員 同じ人が同じ作業機械を使った場合での30aと1haの違いは十分理解できるんですが、同じ1haの作業をやるにしてもその人の経営規模が1haだけなのか、あるいは経営規模5haとか、いろいろな作業する区画、経営規模などで考えてみるとかなり原価が違って来るだろうと。

要するに、ほかでもいろいろ同じような問題がありますが、機械コストや人件費は固定費的な考え方に立つのではないかなという気がします。

そういう意味では、例えば労働時間にしてもその人が何時間節約されたというときにほかでそれ以外の仕事ができればいいんですが、それができないということになると余り変わらないわけですね。例えば、機械にしても最初の購入費、減価償却費は作業面積に関係なくかかってくるものですから、同じ1台で1haやるのと2haやるのではほぼ倍近いコストが違って来るはずなわけですね。

そのような意味で、この事業は担い手で育成されていくことが非常に有効に働いていることになるんだと思いますが、そこをうまく表現できていない計算のやり方を行っているのではないかというのか質問の意図です。

農地整備課長 この事業は、集積を図りながら、それに応じた機械を整備し、整備されたほ場を利用していくということは理解していただけたと思うのですが。節約された労働時間については、他の作目の生産を行うよう誘導するとか、農業以外の他の部門に従事するなどが生産現場の対応状況です。機械の運用に当たっても、規模に応じた機械の更新を進めたり、購入を抑えて、機械共同利用を図るように進めております。

森杉部会長 営農経費節減効果のうち労働費の算出については議論があるかと思います。例えば、ここでは労賃は1,450円となっています。これは一種の標準的な単価で、この農家は農業をやる以外の時間はどこかで兼業で働いておられるかどうかと思いますが、一応市場で決まっている平均的な単価を使って見積もりをすると、この単価になると思います。その農家が完全に失業しているならば、シャドープライスを使うということになっており、大体8割とか5割の賃金率を使って計算することをすすめています。

機械経費も同じです。これも一定程度の稼働率で想定して、そこでの単価が時間に比例するというようになっており、本当は固定費用の面がありますが、これも一定の稼働率に比例する稼働率で設定した単価を決めておいて、時価に比例する計算の仕方をやっています。一定程度の稼働率でフルに回転するという想定のもとに計算していると思います。これについては、農業のみならず通常の公共事業の評価の単価を使うに当たっての考え方と同じ考え方で採用しているのだと思います。

徳永委員 事情もよくわかるし、多分マニュアルに従ってやるとそういうふうにはやらざるを得ないんだと思いますが、例えば、1 haで行っている時の作業効率が、担い手が育ってきていることとの状況と比較するため、作業効率が変わったかどうかを含めて計算すべきではないかと思うのです。もし、マニュアル上で設定している作業効率よりもさらに担い手で集約されたときに効率がよくなっているんだということであれば、もっと成果は出ているはずなわけです。この点がどちらなのか理解できないのですが。

森杉部会長 今のご質問に対する答えとしての資料はありませんか。色々な説明がありましたが、要するに、作業効率は計画どおりになっているかどうかということがどの数値を見ればわかりますかという質問だと思います。

農地整備課長 再評価の審議をお願いしている中田南部地区でも河南2期地区でもまだ事業は実施中です。そういった意味で先ほど班長の方から松山町須磨屋地区の事例で説明を申し上げましたが……。

森杉部会長 データは22ページですね。

農地整備課長 21ページです。21ページがほ場整備完了地区で作業時間を調査した資料です。

森杉部会長 それでは、計画の作業体系と実現した作業体系の項目と、トータルの営農経費がどんな値で、その差がどのくらいであったかという数値がどこに書いてあるのですか。

農地整備課長 22ページには、作業体系の現況と実績を示してあります。これを計画と比較したいということになりますと、須磨屋地区のものは記載していませんので、先ほどの中田南部地区の17ページから19ページまでの大区画乾田の30aから1haの計画営農経費と比較すれば、概ねの差はお示しできるかと思いますが。

森杉部会長 要するに、計画と現時点とどれだけ営農経費は違うかという数字が知りたいのです。そのための作業をしていただいたかと思うのですが、その点だけに集約された数字を出していただきますと大変ありがたいのですが。

徳永委員 そうですね。あとは、機械の削減とかも出されているので、削減台数からすると半減ぐらいしているのがかなり成果は上がっているのだろうという予測はつくのですが。ただ、まだ計画に対しては相当多いというような状況になっているわけですね。それが例えば30aとかで残っている小さい区画に対してそういう小さい機械がいっぱい残っているということなのか。それとも、1haになった中でもそういう小さい機械をいっぱい使っているのか。

また、担い手の方はかなり台数も減っているわけですから、そのところは非常に効率が上がっていると思うのです。ですから、そうなると同じ1haの場所でもかなりコストの違う経営形態があるのかなというふうなのが疑問なものですから、その辺を少しわかるように説明していただきたいのです。

森杉部会長　　今の「現況」という言葉はちょっと危険ですね。ここの言葉で「現況と計画と継続」という言葉がありますね。この「継続」という意味はわかっていますが、これは計画が実現した後の状況というふうな解釈をしましたがそれでよろしいのでしょうか。

私の質問の意図は、そういう言葉の定義がもしも正しければ「計画」と「継続」という状況の差が欲しいのです。「現況」は事業整備前ですが、問題なのは、計画どおりに実現されているかどうかを知りたいのです。ですから、この「継続」と「計画」の差がわかるような指標あるいは整理された形のものが私たちが知りたいというところだろうと解釈しております。

農地整備課長　　今の定義ですが、「現況」は事業開始時です。

森杉部会長　　事業前ですね。

農地整備課長　　はい。「継続」は、平成16年度現在というふうな定義でございます。「計画」は事業で目標にしていた事業完了後の数値です。

森杉部会長　　平成16年現在の「継続」というのは、「計画」は実現されていると考えてよろしいですか。それで記述されたのでしょうか。

農地整備課長　　事業自体はまだ継続中ですが、数値によっては計画の目標を達成した数値もございます。例えば、農業機械のコンバインは計画よりも大分少なくなっているというふうなものがあります。

森杉部会長　　この「継続」という意味は、計画で対象としていたトラクターが使われているとかの作業体系の概要において、ほ場整備が行われた後、例えば今までは10aで作業していたほ場が30aや1haのほ場で作業を行うようになりましたという意味で解釈としてよろしいですか。

農地整備課長　　「継続」はあくまでも平成16年度現在というとらえ方をしています。

森杉部会長　　継続審議の事業という意味ですか。

農地整備課長　　はい。それと、工事を継続しているという意味です。

森杉部会長　　そうすると、この「継続」というものの中には、例えば「現況」が10aであって、現在もまだ10aでやっているというところもあるでしょうし、従前は10aであったけれども現在では30aのほ場ができている場合もあるだろうし、いろいろとあるのではないですか。

農地整備課長　　「継続」につきましては、部会審議している最中であり、前回申しあげましたように工事中であります。暗渠排水工事が終わっていませんと、完全なる機械化作業

能率とかを完全な形で比較できませんので、ここで記述した意味は、生産集団が今持っている機械がどうなっているかというような形で、作業体系だけを計画と継続で比較したものをあらわしました。

森杉部会長　　ここでお聞きしたいのは、専門の立場から考えて、生産集団の作業体系が変わったことからどんな結論が導きだせるのですか。ほとんど計画は実現できるだろうと考えてよいのですか。それとも、計画の実現は大変困難であると考えられるのですか。それを裏づける根拠のある数字とかありますと、望ましいのですが。私たちの質問は、単純に言えばその1点に尽きているのです。

農地整備課長　　今時点ではまだ事業が汎用化のための暗渠排水工事がまだ終わっていませんので、達成できるという判断で事業を進めております。

森杉部会長　　この現場そのものはまだ継続中だから実現していないということは理解できますが、過去の整備が終わって実現した地区があって、その地区での計画と実現を比較できるデータはありませんか。恐らく、今回のご説明いただいた資料の中では21ページが一つの例かと思いますが、この地区の計画値と実現値を示していただいて、その差がどのくらいあるかという数字の整理を行っていただけますか。

農地整備課長　　作成は可能です。

森杉部会長　　そういう数字をお願いしたいと思います。過去にほ場整備を行った地区で結構ですから、典型的なサンプルであるという判断をしていただいた上で、過去の事例においてどの程度の実現値になっているかを説明していただくとよいと思います。

徳永委員　　議論を整理するために確認しておきますと、この事業というのはハード整備として大区画にすることです。それによるメリットというのがまず一つあって、それともう一つは、担い手を育てるというソフト施策と合わせることによってその効果がより大きくなりますよという二つがあると思うのです。

それで、先ほど示していただいた、例えば生産コストに関して言えば、それが単に大区画になった場合、どれだけの効果として計測されているのか。また、それに合わせて、大区画になった場合にはかなり集約がされていることを期待して、ソフト施策込みの効果として算定されているのか。

だから、もし後者だとすると非常に大きな問題は、そのとおりに集約化が図られているのかどうかということも一緒に説明していただかないと、果たして本当にその数字でいいのかどうかというのが判断できないと思います。もし、ハード整備の部分だけについての効果でもう既にこれだけ効果がありますよということであれば、結果は非常に明らかであり、さらに担い手が育ったことによって一層効果が大きくなりますよという説明で十分だと思うのですが、その点が説明されていませんでしたので整理していただけるとよろしいのですが。

農地整備課長　　事業の計画時点では、ある程度の経営規模を想定して効果を算出することにしております。

森杉部会長　　今お話されたように、ハードとソフトが一緒になった形での実現を目指しておられるのですね。そして、効果としてもそういうものを想定した計算ですよ。恐らく問題なのは、コストサイドにそのソフト事業のためにかかっている経費が入っていないと思われる点です。これは他の事業でもよくある話ではあります。事業評価全体にかかわる大きな問題ですけれども、あらゆるところに必ずソフト事業、例えば河川堤防なら河川堤防に関しても、洪水が起きたときの防災体制とか避難行動とかが組んでありますが、そのようなコストは入れていません。そういう意味において、事業費の中にソフト事業費が入っていないということは認識すべきだと思います。ここで想定していることは、ソフト・ハード両方とも一体化した事業としての効果を捉えています。

沼倉委員　　今日渡されたこの資料は難しいなと思って見ていたのですが、要は、この事業が成功しそうなのか、経過段階で成功しつつあるのかどうかというのを我々は委員として知りたいのです。そのときに、例えば、追加資料の中田南部地区の2ページのところで「担い手の状況について」と書いてあります。1番目の表の単位が何かわからないのですが.....。

農地整備課長　　それは「人」ですね。

沼倉委員　　そうすると、地区内の認定農業者の現況数は8人でよろしいのですか。計画は20人ですが、今の時点、事業を進めている途中経過は14人ということは、プラス6人である、つまり計画に達していませんということをちょっと強調して欲しいと思うのです。

それから、内認定農業者数とはどの項目に対する内訳の数字は大規模経営農家でよろしいのでしょうか。

農地整備課長　　そのとおりです。

沼倉委員　　でも、今継続時ですから10人ですよ。上の表では14人だった.....。

農地整備課長　　上の表の個別担い手という欄がございますね。その数字が10で、これと大規模経営農家の10人が一致します。

沼倉委員　　10人ということですね。そのつながりはちょっと多少説明していただくとして、ここで知りたいのは平成8年の現況と今現時点の1番右側の平成16年の状況を比較して、大規模経営農家というのがもし指標になるのであれば、「それはマイナス4です」と。「そのかわり農業生産組織というものが増えた」とか、見るべきポイントをもう少し分かり易くなると思うのです。魅力がなければ農家というのはやはり少なくなるわけで、離農が増えてきていることになるとは思いますが、農地の集積によって事業効果が出されていることを証明するための資料だと受け取りましたが。私たちが知りたいのはこの事業を継続してよいかどうかを判断する際の資料ですので、もう少し強調して欲しいと思います。念のために確認させていただきたい

のですが、大規模経営農家は事業前よりも4戸減りましたけれども農業生産組織が11あるということは、この数値から判断して、この事業が失敗というわけではなく成功に向かっていると解釈してもよろしいのでしょうかと。

農地整備課長 我々は、プラスの要因と解釈しております。

沼倉委員 プラスの要因ということですね。

2番目の農地集積状況、こちらについても平成8年のときには、要するに現況においては8.1%が今の段階では36.6%ということは、これはプラスの要因であると、そういう見方でいいんですよね。

農地整備課長 はい。

沼倉委員 今の段階では、そのぐらいしか判断できず難しいかと思えます。多分コストにしても、農家の懐事情もあると思えますので。ただ、一応そのプラスのポイントがあるかどうかというのを我々も判断しなければいけないので、一応この担い手の状況と集積状況においてはプラス方向であると。ただし、次の河南2期地区においては、認定農家数は増えている兆候はないという見方でよろしいのでしょうか。

農地整備課長 河南地区の認定農家数ですか。

沼倉委員 事業効果の指標として、認定農家数と担い手の合計のどちらを考えるのですか。この場合だと担い手の合計の方がよさそうですが。

河南2期地区の方の2ページのところで1番上で「担い手育成状況」というところで、地区内の1番上が「担い手計」で、これは13人から25人に増えていますね。ただ、その内認定農家数というのはこれは現況のままで変わらないと。この数字から見て、県の方とすればこの事業はプラス方向に行っているのか。それとも、何も効果がないという状況を示しているというふうに考えるのかというのを、見解をお願いします。

農地整備課長 担い手の合計数は確実に増えていますので、これはいい方向に進んでいるとの判断です。

沼倉委員 わかりました。それから、その中の地区内農家戸数で農業生産組織の16と地区内の生産組織の8の数が合わないのですが、再度確認しますが、担い手というのは人ですから例えば25人ということですよ。

農地整備課長 それは25戸ということですよ。

沼倉委員 そうすると、地区内担い手の数と農家戸数との関係はどうなるのでしょうか。また、担い手計はどれとどれを足すと25人になるのでしょうか。

農地整備課長 大規模経営農家、これは間違いなく担い手に入ってきているはずですよ。それと生

産組織です。これは戸数ですから……。

沼倉委員 もう一度確認しますが、上の担い手というのは単位は「人」でよろしいんですよね。

農地整備課長 ええ。「人」でよろしいです。

森杉部会長 違うでしょう。

徳永委員 単位と、どの項目の内数かというのがわかるように書いていただかないと。

農地整備課長 1番上の表は担い手の計ということで書いていますよね。その下の三つがそれらの内数でございますね。

沼倉委員 内訳。はい。それで、「内認定農家数」というのは何の内数になりますか。25より39の方が多いのですが。

農地整備課 まず1番上の担い手」25という数字があります。これは、その下の「個別担い手」15、「生産法人」1、「生産組織」9の足した数字でございます。また、「生産組織」の「構成員」28と「生産法人」1、それから「個別担い手」15を足して44となりますが、そのうち「認定農家数」は39名という数字になっております。

徳永委員 「内認定農家数」前に、「担い手数」があればわかりやすいのですが。

沼倉委員 これと次の「地区内農家戸数」との関係はどのようなものですか。

農地整備課 「大規模経営農家」が「継続時」16という数字がございますが、この16は上の表の「個別担い手」15と「生産法人」の1を足した数字でございます。それからの「農業生産組織」28という数字がございますが、これにつきましては上の表の「生産組織」の1番右にある「構成員」28と書いてございますが、この28という数字が「生産組織」28という数字とリンクします。

森杉部会長 生産組織は平成16年は9組織あって、その構成員が28人であるという見方をすればいいのですか。

農地整備課 はい、そうです。

森杉部会長 そうすると、下は戸数になっていますけれども単位は大丈夫ですか。

沼倉委員 農業のことは余りわからない人もいますので、もう少しわかりやすい資料をつくっていただきたいということと、あと少なくとも、ここでは農業生産組織の中での従事する人たちは増えてきているということは我々判断させていただいてもいいと

いうことでしょうか。

農地整備課長 はい。

徳永委員 増えてきているというか、恐らくこの「地区内農家戸数」の中で変動しているわけですね。個別経営農家だったのが農業生産組織に入ったりとか……。だから、そういう変化がどの程度起きたのかというのがわかると、もう少し理解がしやすいのかなという気がします。

森杉部会長 では、これを修正していただいて次回説明お願いすることでどうでしょうか。

田中副部会長 「継続」時点の数値として、「定川水田農業生産組合」と「ニッ木生産組合」を全体の中のある一部分として取り出していますね。それが全体を表す代表値になっているのか？それが全体に対してどのぐらいの規模になっているのか。それは、面積とか戸数とかを見ればいいのですかね？

ほかの生産組合や農家も同じように数字を出してくるのは難しいのかもしれませんが、今回のデータを示した生産組合がこの地区のある程度平均的な代表として考えられているのでしょうか。

農地整備課長 河南２期地区で示した営農体系の代表値は上位の生産組織です。

田中副部会長 そうですか。

森杉部会長 申しわけありませんが、もう一度お願いします。次はどちらからの事業だけで結構ですから、データができるだけ整いそうな、比較ができそうな場合をお考えいただいて結構です。

改めて、色々な仕様をお考えいただいて、その仕様についての経過のデータ整理をしていただいているというふうに私たちは解釈しております。かなりのことがわかったように思いますが、しかし、単位等が読み取れません。それから口頭でのご説明に関して現在の県としての見解で、現状はうまくいっているかどうか、どんな点が問題かというような記述をお願いしたいと思います。そうすると、もっとよく鮮明に事業進捗がわかるのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

岡田委員 農業というか、土地生産業の難しさというのがあって、今、担い手みたいな話が出ていますが、それはまさにある農業なら農業という産業の生産力の担い手ということをしているわけですね。それは、個々の農家それ自身では決まてない。その場合もあり得ると。だから、概念として輻輳したものを想定しているわけで、それを割り切って「こうじゃないか」とか「この投資に対して……」とは説明できないのですよ。もう一つ、先生の整理でいくと出てこなかったのは、ハード・ソフトと機械化体系ということを行っていますよね。作業体系のバージョンアップということもですね。そういうことも含めると、この生産力の担い手の像として、個別の農家もあるし生産組織もあるしそうでない違う形のものもあるし、それはいろんな形

もありますが、それをどれで線引きをして評価できるかということになると、必ずしもそこまで実態がそうではないだけに、想定されたことをもって評価しきれないというところがあると思います。

要するに、農家は土地を持っているし、それ自身で開き直って言えば担い手ではないかということも言えるわけですが、政策として想定していることと現場との間のその違いというのは依然として解けないよという問題があります。だから必ずしもこの投資に対してこういう効率を想定したから、これは成果があったのかないのかというこれだけで評価してしまってよろしいのでしょうか。要するに、先生方がおっしゃるとおり効果が明確に出されていないのではというとおりです。

森杉部会長 いや、私が言いたいのは、典型的なパターンで構いませんので、計画と実績に差があるのかないのかという事実だけです。

岡田委員 差とおっしゃると……。

森杉部会長 例えば、計画値と実現値と作業効率の観点で、計画値と実現値とがどれだけ差がありますかということ。典型的な事業評価を行っているわけですから。

データはそう簡単には手に入らないということですので、きょうご説明いただいた21ページの資料ですね、これに関して整理をしていただければよろしいかと思えます。

岡田委員 それともう一つは、徳永先生が話されたように、個別の農家自体で考えた場合に作目もそうですし、兼業も含めて多様な仕事というか職種、それを受けとめているというか、それが実態ですよ。それを度外視して、ある農業なら農業のところに収れんさせた投資効率論みたいなことをやらなきゃいけないというか、そういうふうには算出するのが難しいかもですね。

要するに、集中化していないというか、ある施設化された中で全部労働が完結しないわけですよ。朝行ったよ、お昼行ったよみたいな、そういうことも当然出てくるから。その間に兼業の部分だってあるよということもあって、これが1日の間でそうですし、それが季節の間でもそういうことが起こると。だから、そこが非常に難しいところではあるのです。

それにしても、先生方のいうことは、普通の県民はやはり投資に対して効率を計るときに計画と実績で比較することがわかり易くなると思うでしょうね。

農地整備課長 今回求められているのは、事後評価ということ点でしょうか。今見ていただいた事業は再評価であり、事後評価は別の地区で今年度見ていただくことになっております。

森杉部会長 それはそれで結構ですが、この事業の評価の際にも、実質的事後評価をお願いしたいのです。毎回この案件はこの様な質問が出るんですよ。計画どおり実現できますかということに対して、いつも「今まで実現していますよ」とも「実現していません」ともお答えがないから、こういう質疑応答が毎回起きることになると思います。そういうわけで、この件はこの件で再整理の上、もう一度県の方のご見解も入

れたご説明をお願いしたいと思っています。

この場合はまだ継続中ですから効果は出ていないと思いますので、それはそれなりに効果が出ていないという記述をお願いして、実現する可能性がどの程度あるかとか、問題点がどこにあるかという記述をお願いします。

では、実現している例として、あるいは実現していない例としてどこか過去の例がありますかということにつきましては、21ページにこれだけの資料を一部分だとは思いますがご説明いただいておりますので、この事業の背景とか、あるいは先ほど岡田先生がおっしゃったような色々なパターンがあると思いますので、その中の典型的なパターン一つだけでも結構ですので、平均値の数字であるということをお断りの上お進めいただきたいと思います。できればばらつきがあった方がもっと望ましいのですが、それも大変な作業でしょうから、まずはそういうところから、どの程度実現しているかということの認識と見解を改めてお願いしたいと思います。

沼倉委員 民間企業であれば、事業投資を進めていくところで利益が出ないとわかったらそれはその時点で事業を打ち切りますよね。県の事業も同じだと思います。今、この40億というお金を中田南部地区にはもうつぎ込んでいるんですよね。でも、この後お金をつぎ込んで効果が出るかどうかという心証を得られなければ、我々はこれを継続というふうには言えないということなんです。もしも農業に関するこの事業が本当に大切だと県の皆さんが思っているのであれば、もう少し情熱を持って我々にわかるように話しかけていただきたい。そういう意味で、資料を整理していただきたいと思います。

農業課 専門監 きょう直接回答する場はなかったんですけども、事業評価の方を担当している川村と申します。

今、この地区を事後評価と同じような手法でやってみてくださいというようなお話がありましたけれども、事後評価は手法ということでいろいろ前提条件をつけて昨年からさせてもらっています。岡田先生もおっしゃるとおり、いろいろな要素がその評価上ありまして、代表的なデータをもとに結果を評価するのか、あるいはその代表的な戸数を増やしてふやしてより1番現実に近いような状態で評価するのか、その手法によっても、マンパワーがかかってきます。

この場合にしても代表的な生産組織を例にして説明しておりますけれども、既に事業完了した須磨屋地区のこのデータを出しておりますが、これも代表的なデータでしかない。ですから、須磨屋地区で、例えば1haの田んぼを小規模な人がやっていたときにどうなっているのかというようなデータは県としてはまだ持っていないような状態です。ですから、次回にも事後評価的な内容で中田南部地区、河南2期地区を評価するとすれば、代表的なデータをどれだけ含めていくか。それが1番基本になってくると思います。資料で手際が悪くて「人」とか「組織」とか「何々台」とかも単位が統一されておらずでわかりずらかったと思いますが、その辺を訂正して、この数値から見てこの事業の継続がどうかご判断できるようなものにしていければというところです。

農業の持っている環境というのがありまして、この平成8年と現在の計画が大分変わってきています。そういった中でこの費用対効果を同じような状態で本当に評価できるのかというのは、県としても外部監査も含めたいろいろ議論させてもらっ

ているところです。ですから、先ほど組織の出来具合とか集積率の進みぐあいとかそういったものでどのように判断するのかということでお話がありまして、非常に農業としては効果が出ているというようなお話をしたかと思えますけれども、それを費用対効果まで持ち替えして評価した場合どういった数値が出るのか、試算してみたいと思います。状況が変わっていてその計画どおり本当に実現できるのか、例えば、この機械化体系ももう時間がたっていますから変わっているわけです。農家は自分の都合のいい機械に変えますから、自分の持っている面積に比べて高性能な機械を持てば過大投資のような形になります。ただ、非常に仕事が早く終わると別なところに行って次のことをするというメリットがありまして、その辺とのやり合いがこういった効果算定に非常に難しい部分があって、なかなか歯切れの悪い説明になっていると思います。

いずれ事後評価的なものと言われましても、事後評価の手法自体が今思考中でどのような指標で評価すべきか検討中ですので、その辺はご理解をいただいた上で、次回事後評価的な手法を用いて説明したいと思いますので、よろしくをお願いします。

森杉部会長 終わりますでしょうか。では、ご苦労様でした。

岡田委員 一言付け加えさせていただきまして、今の評価システムは大体プランに対してどれぐらいの実績としてあったんだというチェックがあって、それで全体として評価する。ところが、農業は時間軸が長いものですから、プランそのものが刻々と動いていくわけです。そうすると、最後できるとすれば、最初がどうだったというそれに対して今はどうだ。ないしは、10年後こういうふうになりますというせいぜいそれぐらいのことでしかないということなのです。

多分、今の評価のシステムにそもそもが合わないと思います。それはそれできちんと合わないという事実をやっぱりたくさん出すことなのではないでしょうか。そうすると、この農業だとかあるいは国土保全みたいなことについてはどういう評価の方法論がいいのかということを経験していかなければならないということになります。

しかし、公共事業では、投資に対してどれぐらいというそれに見合うものがはっきりしないのなら、投資をその時点でもうやめるということですね。今の公共投資に対するチェックのシステムはそのとおりですね。

徳永委員 さらにコメントというか、恐縮なんですけど、だから評価の仕方自体もそうなんですけれども、逆にそこから農業政策のあり方、いや実は農業だけではないと思いますが、事業評価は個別で評価するというシステムになっていますけれども、それで足りない部分というのはほかの政策とあわせてよりいいものにしていくという姿勢が大事ではないかと思えます。そこにつなげるためにも、何が問題なのかということをはっきりさせておいてもらいたいというふうに思うのです。

森杉部会長 では、この報告案件は継続とさせていただきます。

引き続きよろしくお願いします。

ただいまから休憩いたしまして後半の審議を行いたいと思います。現在3時20分ですので3時半まで休憩します。4時半までに会議は終わらせたいと思います。

(休 憩)

森杉部会長 再開いたします。

議事次第 2 の 2) の継続審議です。前回の部会でご質問がありました内容につきましてご回答いただきます。県の方の事業説明 10 分、質問応答 10 分ということで合計 20 分で審議を終えたいと思いますが、意見がまとまらない場合は、次回に回答をお願いすることになります。そのようなことで、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

では、詳細審議としたかんがい排水事業について追加説明をお願いします。

農地整備課長 それでは、11 番の「かんがい排水事業 牛橋地区」についてご説明申し上げます。

前回の部会で 5 件ほど詳細説明を求められております。

本日お渡ししております詳細審議追加資料によって説明いたしますので、1 ページ目からご覧いただきたいと思っております。

1 番目が「排水障害の頻度や実態について」ということでございます。

牛橋地区の受益の大半を占めている山元町において、平成元年から平成 15 年までの降雨等に起因する被害概況を町の地域防災計画、被害報告書等から整理しております。それがこの表でございます。

これを見ますと、15 年間で被害発生数が 10 カ年、延べで 12 回となっております。15 年間の合計では床上浸水が 4 戸、床下浸水が 195 戸、さらに公共土木や農林水産施設、農作物の被害額においても記載のとおりでございます。なお、この表は山元町全域における風害も含んだ被害概況ですが、牛橋地区は町内でも水の集まる比較的低い土地に位置しておりますので、排水被害の相当量がこの地区にかかるものと想定しております。

発生年月日と異常気象名にアンダーラインを引いているのは、本事業の計画基準雨量 10 分の 1 や 5 分の 1、2 分の 1 と考えられるものについて表示しております。

2 ページをお開き願います。

指摘事項の順序と若干異なっておりますが、説明資料の流れから最初に「地域排水の改善も効果に反映すべきではないか」という指摘についてご説明をいたします。

先ほど説明したとおり、降雨等に起因する排水被害が想定されますが、本事業の実施によりこれらの被害の軽減が見込まれるということから、今回地域排水効果を試算しております。

まず、想定被害額は 1 ページの被害実績額をベースに設定することとし、6 月の第 1 回評価部会でご審議いただいた審議番号 12 番の「湛水防除事業 前川地区」これと同様に確率年ごとの被害額を想定しております。ただ、被害額は山元町全域の風害も含んだものであることから被害額の計の 2 分の 1 相当額を本地区にかかる想定被害額と仮定して試算しております。

この結果が「年平均被害軽減額」1 番下の表の網掛けの部分にございますとおり、653 万 3,400 円ということで、これを被害軽減効果として総効果額に加算し、土地改良事業の経済効果測定マニュアルに基づいて計算いたしますと、3 ページのとおり表の下の方投資効率 1.10 の結果となっております。

次に、4ページをお開きいただきます。

3点目として、「計画変更で地区除外した区域における関係農家の数、経営状況や農業生産構造等の変遷について」でございます。

除外した花釜、矢来区域の関係農家数は「世界農林業センサス」では、両区域を合わせて集落名が花釜となっておりますことから、花釜集落として整理しております。

これによりますと、1970年と2000年の比較では総農家数が約21%減少しておりますが、非農家数が5倍以上に増加しております。急激に宅地化が進展し、混住化が進んだことがうかがえます。

次に、矢来区域の営農状況についてですが、本区域は従来より畑作を主体としているところですが、平成15年の作付け状況を見ますと、ここ数年作付けしていない農地が全体の約半数を占める状況となっております。このようなことから、計画変更の取りまとめに当たり関係町や農家の意向を確認して、地区除外することになったものでございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

4点目として「導入作物の決定経緯と事業目的の排水改良との関係」についてです。

牛橋地区が位置する亘理町、山元町の浜通りは温暖な気候などからイチゴ栽培が盛んで、「仙台イチゴ」というブランドとして有名な県内有数の産地を形成しております。地域内の現況イチゴ作付け状況は、表のとおり農業振興地域の農用地区域で7ha、農用地区域外で27.1haで、合わせて34.1haとなっております。作付けの箇所につきましては、次のページに赤と緑で区分して示しております。現況の作付けの区域が赤、それから計画の予定が黄色、それから農振の農用地外の作付け区域が緑というふうな表示でございます。

この地区の畑は比較的標高の低い土地に位置しておるところが多いため、降雨時の浸水や冠水の危険性を抱えながら畑作に取り組んでいる状況になっております。

「導入作物の決定経緯と排水改良との関係」は、本事業により排水改良が行われることに伴って、国営農地再編整備事業の受益農家の要望によって、イチゴ団地1.9haが造成され、作付けがなされております。その場所については、現地調査で確認されているかと思えます。また普通畑においても排水改良に伴って浸水や湛水被害のリスクが減少することから、導入作物の選択肢が広がるということになります。

そこで事業計画の作成に当たっては、関係町の振興計画やこれまでの栽培実績、さらには収益性や地元農家の意向などを踏まえて導入作物を決定したものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

5点目として「土地利用計画の変更で除外となった区域の関連事業計画（特に公共下水道）について」でございますが、これは山元町からの聞き取りによりまとめられております。まず、公共下水道事業の取り組みの現状ですが、山元町では昭和53年度に下水道事業全体計画を策定し、昭和54年度に事業認可を受け、特定環境保全公共下水道事業として着手しており、現在も継続中でございます。

今回、土地利用計画が見直された花釜区域の雨水排水対策の区域は、現在進めております公共下水道事業の変更認可を経て整備する方針でございますが、排水先が太平洋であることから漁協等を含めた関係機関との協議調整や町の財政状況などの

課題等も抱えております。このため、着手率等を含めた計画概要については現時点では言及できない状況にございますが、雨水計画は早くても平成23年度以降というような見込みと聞いております。

以上、5点、概略審議時の指摘事項に対する説明を終わらせていただきます。

森杉部会長 ご質問、ご意見をお願いいたします。

最後の7ページの5ですが、このご説明そのものはわかりましたが、したがってこれはどういうことになるのでしょうか。花釜区域は、排水事業を実施しないのでしょうか、あるいは一定程度施工するのでしょうか。その理由についても確認したいのですが。

農地整備課長 花釜区域の一部は公共下水道ができるまで、今のかんがい排水事業のいわゆる不可避受益とします。いわゆる、受益を避けられないといいますが、暫定的にかんがい排水区域の中には入りますが、将来的には公共下水道の中に入っていく計画があります。

森杉部会長 今回の事業の対象とするということですね。

農地整備課長 一部分ですね。

森杉部会長 一部分というのはどこの区域ですか。

農地整備課長 第1回部会の補足資料がございますが、その中の7ページ「変更計画排水系統図」、その赤で表示しております不可避受益でございますが、公共下水と書いてある箇所のピンクで囲んだ部分、この付近が暫定的に入る部分です。

森杉部会長 今説明された花釜区域とは、この不可避受益区域と赤で囲んでいるところですか。

農地整備課長 花釜区域は、この矢来という部分と、それから今赤で書いた不可避の部分と、それから白抜きの部分、山下駅周辺ですが、山下地区といいますが、この周辺一体です。

森杉部会長 その中のこの部分だと。そういうことですね。

農地整備課長 はい。

沼倉委員 今ので再確認したいのですが、結局公共で下水道ができれば、今回の事業対象のところで住宅化する部分はないというふうに考えてよろしいですか。宅地化される部分、この不可避受益のところは公共下水道をつくるのですよね。

農地整備課長 はい。

沼倉委員 そうしますと、そこは今回の事業の場所から対象外になりますので、将来的には

今回のかんがい事業の対象からは外れるということになるんですか。

農地整備課長 受益から外れます。

沼倉委員 それ以外に宅地化されている部分というのはないですか。

農地整備課長 山下という書いてある、今、公共下水道と標記されていますが、その下にある山下駅というのがありますが、その周辺の白抜きの部分ですね。それが宅地化が進んでもう完全にはずしてしまう計画にあります。

沼倉委員 でも、そこは公共下水道の範囲になるんですね。ですから、今回それがはずれていけば、公共下水道の対象外のこのかんがい事業の対象区域の中で宅地化が今後なされる部分というのはなくなる。要するに、全部農業地域かどうかということをお聞きしたいんですが。

農地整備課 再確認させていただきますけれども、今、説明しましたこの不可避とくくっているピンクの部分と、その下の白抜きになっている部分、この区域以外では今後宅地化がないかという質問でよろしいですか。

沼倉委員 今後及び現況で宅地化はされていないかということです。

農地整備課 この上の図面を見て、牛橋右岸とか、こちらの中にも集落がございますので、宅地になっている部分はございます。どうしてもそういったところの水も、この図面上でいう青の計画で位置づけています水路のところに流れてくるものですから、基本的にはそれらも不可避というか扱いにはなるんですけれども、これはどうしても拒めない水が流れてくるものですから、そういったところを計画上は水を流れてくるというふうなことで量の計算はしております。

沼倉委員 現況のところで流れてくるのはわかりました。それで、今後宅地化をされないということですか。

農地整備課 基本的には町の方の土地利用計画の見直しに伴いまして、今回この不可避とした受益と及び公共下水道で今後雨水排水対策をしていくというところにおいて、町の方はこの区域を主体的に新たな住居の市街化を進めていくというふうな構想でございますので、主体はこちらの不可避及び完全地区除外した白抜きの部分、こちら側で宅地開発は進んでいくだろうというふうに判断しております。

沼倉委員 再確認しますけれども、それ以外の地域では宅地化はしないということですね。

農地整備課 100%あり得ないかといえ、ここでは言えないかと思っておりますけれども、私どもとしては町がそのような土地利用計画にしていますので、その公共下水道で対応する方に誘導していくものだというふうに理解しております。

沼倉委員　この事業が平成8年に採択されて、その4年後にこの宅地の見直しをしているわけですね。ですから、逆に言うと、今回この継続ということをやった4年後に実は今回の農業投資が宅地開発につながったというような事態は、私は好ましいとは思えません。ですので、この時点でやはり農業投資をする場所はするということで、町が、かんがい排水事業の受益地を事業開始後4年後に変えるというのはルール違反ではないかと思えます。そういう意味で、県の方針としても土地利用について再度町の方と宅地開発の意向がないということを確認していただきたいと思うのと、農業投資をした場合とこれが通常の公共下水道、住宅地を守るための下水をどうしたときの費用配分が同じなのかどうかということがちょっとわからないものですから、要するに不可避の受益の方々からどのような形でメリットを徴収されるようなシステムがあるのかということ。もしくは、どのようなことを考えていらっしゃるかということをお聞きしたいんですが。

農地整備課　メリットを徴収するというのはどういうことでしょうか。

沼倉委員　例えば、この事業ですと農家の方が10%負担されますが、農業に従事していない方の部分もこの農家の方たちが負担されるのでしょうか。

農地整備課　基本的にはその不可避になった部分につきましては、先ほど来言いましたけれども、当面流れてくる水なものですから受けざるを得ないと。公共下水道が完備されるまでは。それによりコストは当然かかり増しになりますが、この部分については町が負担していただくということになっております。

沼倉委員　その分について農家の方の負担はないと。わかりました。

森杉部会長　町との協議についてですが、今後宅地化していく可能性があるかないかということについて、過去の町の動きはルール違反ではないかのご指摘なんですけど、どのような見解をお持ちでしょうか。

農地整備課　確かに事業着手して4、5年で土地利用計画が見直す状態になったというのは、ルール違反というか、町の方もこの事業を着手する時点と宅地化の進展というものが予測し得ない形で進んできたのかなというふうには感じておりますが、一概にルール違反というふうな言い方が妥当かどうかというのは今判断しかねるところではございます。

沼倉委員　そういう意図がなかったということはルール違反ではないのかもしれませんが、その宅地化についてはより一層の思料が必要ではなかったかと思えます。そういう意味では、宮城県の財政も厳しいですので、農業予算をより効率的なところに投資していくという場合に、宅地化するかどうかわからないような場所に投資するよりも、非常に農業を熱心にする方に投資した方が投資効率としてはいいのではないかという意見を私は持っております。決してこの地区が投資効率として悪いとか問題があるかということではありません。イチゴ産地ということもありますので、ただ、宅地化という事実からいけば本末転倒のところがあるように思いますので、

今後の教訓として宅地化についての見込みをより一層精度を高めていきたいなと思います。

農地整備課 はい、わかりました。

徳永委員 関連質問ですが、ほ場整備を行った場所の農地転用は難しいものと聞いておりますが、今回のかんがい排水事業との違いはどのようなことがあるでしょうか。

農地整備課 補助事業として税金等を投入していますので、ほ場整備に限らずこのかんがい排水事業においても簡単には転用というものは基本的にできません。それでほ場整備の場合は、事業完了後8年未経過のうちに10a以上の転用が合った場合は原則補助金については返していただくというのがルールです。あと、かんがい排水事業の場合は、受益面積の10%以上が転用されるような事案があれば原則補助金を返していただくと。そういうふうなルールになっております。また、転用する際については、私ども県の方に当然協議というふうな形ではアクションはございますので、その時点でどのような動きになっているかというのは把握できるような形にはなっております。

森杉部会長 今回の件はよろしいでしょうか。

徳永委員 ちょっとそれと相矛盾するような質問になるかと思いますが、まず確認したいのは、この農業排水の方は、特に污水处理というか水質に関しては何も手をつけないのかということと、それから、この地区の公共下水というのは雨水、污水別々にやられる計画なのか、その辺についてお伺いします。

農地整備課 1点目は、かんがい排水事業関係で水質の改善があるかということによろしいですか。水質の改善については考えておりません。

あと、2点目につきましては、先ほども課長の方から説明があったように、今、污水計画ということで町の方が公共下水道に取り組んでおりますが、そちらの変更認可をしてこの花釜区域の雨水対策もその事業の中に取り組んで進めていくという予定と町の方から聞いております。おそらく一つの事業の中で污水もやり、雨水対策も行う計画にあると理解はしております。

徳永委員 そうしますと、污水に関してはやはり公共下水でやってもらうしかない。ただ、現状の不可避受益地区に関しては個別で污水处理して浄化槽でやって、処理水が出てくるということですか。

農地整備課 この間現地調査のときにご説明しませんでしたけれども、矢来区域の方に行った際、污水处理場が既にできておまして、一部分33%についてはそちらに集水されまして污水处理はなされていると。あと残っている部分については、たしかに合併浄化槽等で現況はなっているかと思っておりますけれども、管渠の延伸に伴いまして今後は順次接続がなされるものというふうに理解しております。

徳永委員　いずれにしても雨水に関しては当面農業事業で受けることになる。そして将来その地区が離脱するとしても、雨水に関してはとりあえずそれを処理できるだけの能力のものをつくってしまうのですね。ですから、その後で公共下水道で雨水も含めて整備するということになる、農業予算ということで見れば変だとは思いますが、その地域全体として見れば二重投資みたいな形になってしまいます。

農地整備課　基本的には、整備水準の違いがあります。農業関係で施工している今のかんがい排水事業については10分の1確率年でございますけれども、対象量が3日連続で221mmと時間最大で見ているのは36mmほどなんですけれども、公共下水道側で雨水対策でやるという場合は時間50mm程度というふうに伺っております。あと、農業サイドで考えているのは、あくまでもこの不可避につきましては、現況施設で流入してきている量相当をとりあえず受け入れるというふうな考え方で、時間36mmとか221mmとかいう観点ではなくて、現在入ってきている量だけを当面の間受け入れるというふうなことで一応町の方とは調整してきているわけなんです。

確かに、仮に同時にスタートしてかんがい排水側と公共下水道側が同時にスタートすれば従来入ってきている水相当の都市側で対策するというようなことは可能だと思いますし、そうすれば完全にすみ分けはできるかと思うのです。現時点として公共下水道の雨水対策が早くても平成23年度以降でないとは着手できない現状でございますので、県としては今自然に流入してきている水をシャットアウトするわけにはいかないことですので、現在入ってきている整備水準の量相当については受けざるを得ないという判断で計画をしております。

徳永委員　ですから、逆に、そういう受けざるを得ないという形をつくってしまうわけだから、その分公共下水道の負担を軽くしてやることができるのではないだろうか。だから、その分については逆に地元負担ということになるのかもしれませんが、そういうお金のやりとりとか移動をやることによってこの地区全体の公共事業投資の効率をよくすることができるのではないだろうかという問題提起です。

それが現在のシステム上実施が難しいことなのかもしれませんけれども、本来そういうことで公共下水道でやるべきところを受けざるを得ない部分があり、農業関係で整備するわけですから、その応分の費用負担を求めるという形で処理できないのだろうか。ダムなんかが多目的ダムという形でそれぞれの事業で負担して一つのものをつくるということを行っているわけですから、この下水関連に関してもできないのかなということ。この問題提起は、北上川下流東部流域下水道事業でも同様の質問を出させていただいております。

沼倉委員　かんがい排水事業というのは水の流れる水路をつくるわけですよね。そして、そこが公共下水道で整備するとなると、これは使わなくなるということになるのでしょうか。

農地整備課　仮の話ですが、公共下水のエリアから流れてくる量が毎秒1tし、またその下流で農業用排水で仮に2tあるとすれば、合わせて3tになりますから、農業関係の事業では下流で3t、毎秒当たり3m³流れるような水路の施設をつくることになります。この公共下水道側から流れてくる水相当量を最終にふさぐとかなくすとか、

そういったことではありません。

森杉部会長 質問の内容の確認ですが、今3t分の農業排水路を整備しますが、平成23年になったら今度は公共下水道の工事が始まります。その時、公共下水道の工事としてはつくったその排水路を埋め立てて新たにつくるのですか。それとも、既にあるものとは別途につくるのですか。あるいはその掘削を広げてより拡大して、先ほどの10年確率の断面を拡張する事業になるのですかと。どのような排水路の整備になるのかという質問です。

沼倉委員 要するに、最初の質問で、公共下水道ができればこのかんがい排水事業のところはもう対象にならないというお話を聞いたので、もう使わなくなるのかなとこう一律に思いましたので、水路は埋めてしまうというイメージなのですが。

農地整備課 先ほどと同じ第1回目の補足資料の7ページで、不可避というようにピンクで塗られている図面を見ていただきたいのですが、この不可避受益と書いてあるところに黒い線が上から下りてきているかと思えますけれども、この黒い線は現在ある水路なんです。この現在ある水路はそのまま使いまして、これからこの不可避受益の方の水がこの黒い水路に集まってきて上の青い水路に流れていくというふうなことで、この黒い部分はこの事業では手はつけません。この区域で新たな投資はいたしません。ただ、黒から流れてくる水がございまして、その量相当はこの青の方の水路で量だけは流れるような断面を確保しますということです。

森杉部会長 もう一回説明をお願いします。

農地整備課 この黒い水路で下から上に向かって水が流れていきます。この黒は現在もう既にある水路です。これはそのまま使って、黒の上にさらに青い水路がありますけれども、こちらの水路で黒の分の水を受けるとい形になりますので、この不可避受益の区域の中では新たに水路をつくったりというような行為をしません。今までつくった水路をつぶすとか埋めてしまうとかそういったことはありません。

沼倉委員 公共下水道ができればこの黒いところがなくなって、今回つくるところに流れてこなくなるということなんですね。

農地整備課 基本的にはそうなります。

沼倉委員 この黒いところはだれのものなんですか。

農地整備課 今は、土地改良区で管理している水路です。現在の農業用の排水路というふうになっております。現在、土地利用計画が見直されていますけれども、中に水田もあったり畑もありますので、どうしても現時点として農業側の排水も当然流れてきます。管理は今は土地改良区でやっております。

森杉部会長 この黒のところが下から上に流れるというのはわかりましたが、現状はどうなっ

ているのですか。

農地整備課長 現状は、青いところにも既設の水路があります。

森杉部会長 あるわけですか。そうするとここは改めて工事をやることはないのでしょうか。

農地整備課長 いや、そこは広げる形になります。

森杉部会長 そうということですか。

徳永委員 恐らく平成23年以降公共下水ができたとしても流れてくるのですね。

農地整備課長 当面農地があるうちはどうしてもここに流れて来ざるを得ないかと思えます。完全に宅地化されればその公共下水道側ですべて受け入れるような形にはなるかとは思えます。農地が残っているような状況では、この水路に農地の水が流れてくるといふ実態は当分の間、かなりの年月の間は水路はあるかと思えます。

徳永委員 ですから、そうやって流れてくるわけですし、かえってそれを完全に分離しようとする方が大変ではないかと思うのです。そういう意味で、そこで受けた分だけ公共下水に対する負荷は軽減されるはずですよ。こちらで36なら36を受けたとして、あと50まで足りない部分を公共下水の方で処理してもらえばいいということになると、その公共下水をつくるときに少しコストが削減されるのではないのでしょうか。ただ、完全につくらないわけではないのでどれだけ削減できるかというのは微々たるものかもしれませんが、そういうことがあるとすれば、県全体の事業の進め方ということからして、何らかそういう費用負担のあり方というのも今後の検討課題としてあるのではないのかと思いました。

森杉部会長 いかがですか。今の答えになるのは大変難しい課題ではあると思いますが。公共下水道側といっても町が事業主体ですよ。かんがい排水事業では、既に町が10%負担しているわけですから。その交渉の中でこういう問題が発生しているわけで、1回ごとにこの負担を変えることは大変な交渉になると思うのです。だから、徳永先生の意見は難しいのではないかと考えています。この点に関して、県側のご見解をひとつお願いいたします。

徳永委員 私も直接費用負担を変えることは難しいとは思いますが。逆に言えば、公共下水の整備のときにそういう事情があるのであれば、多少その基準を下げて整備するという手法もあり得るのではないかなと。その浮いた部分を求めるかどうかは別だと思えます。

森杉部会長 これは今回の事業担当しておられる部署のことではなく、県でもなく、町が担当する事業に対する附帯意見になると思いますが、正にこの部会で議論してもよい内容ですね。町に対して、既存の施設を使って効率よく追加投資を行っていただきたいという要望を出すことはできると思えます。

農地整備課 具体的に公共下水道側の計画づくりも細部はこれからです。基本的な負担としては農業側と都市側というふうなすみ分けをしましょうということにはしているんですけども、確かに先生方のおっしゃるとおり、我が方で一定量については受けられる整備をしますので、そこについても都市側での排水の考え方については今後打ち合わせるようにするということにはなっています。ただし、そこで費用負担についても我が方が都市側の下水側に対して求めるべきかどうかというものについては、そこまではっきり土俵には乗っていないというか、そういった状況なのです。ましてや向こうの計画が、これから変更して国、県なりに認めてもらおうというような段階でありますので、まだ生まれていないときに費用負担の話まで町と詰めるというのはなかなか難しい状況でございますので、その辺ご理解いただけないかなというふうに思っていますけれども。

沼倉委員 確かに今後の話ですけれども、例えば、今なされているのは県の事業ですよね。ということは宮城県の県民の税金を使うわけです。お財布が同じ出所であれば余り気にしなくてもいいとは思いますが、この場合お財布の出所が違いますので、県民の意見がなくて町の事業のために費用を負担していることになっています。町の事業というのは町民の税金を使うわけです。本来は、町の方に負担していただくものを県が負担していいのかという話にもなりかねませんので、お話を詰める際には十分にご留意していただきたいと思います。

森杉部会長 これは恐らく皆さん、継続ということについては結構だと思うのですが、附帯意見として将来の町の公共下水道計画については十分な調整をお願いしたいという要望をつけたらどうでしょうか。

徳永委員 町の事業に補助は入らないですか。

森杉部会長 もちろん入ります。

徳永委員 当然入るんですよね。

森杉部会長 そういうことで、お二人のおっしゃることは、将来の町の公共下水道の整備に当たっての十分な調整をお願いしたらどうでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

森杉部会長 ご議論をいただきましたが、ほかにございませんか。よろしいですか。はい、どうぞ。

沼倉委員 追加質問ですけれども、イチゴの作付け面積が、今後ともブランド力があるので増えてくるということがあるのですが、今の8倍の面積にするということで、ハード的なものではなくてソフトウェア的なものでその対策を行っているかどうかということについての見通しをお聞きしたいのですが。

農地整備課　　まず最初にその8倍というふうなお話なんですけれども、費用対効果の現況で7haは、農業振興地域の農用地区域で現在イチゴ栽培が行われている面積ということでございまして、その分を赤色で表示させていただいています。そのほかに農用地区域以外で、通常、農振の白地といういい方をしていますけれども、そこでも27haほど既に地域内で作付けされていますので、合わせますと34haほどイチゴが作付けされています。したがって経営面積が34haが82haになるということでございますので、2.5倍ぐらいというような解釈をしていただければいいのかなというふうに思っております。

あと、ソフト対策というようなことでございますけれども、先ほどの説明にもありましたけれども、国営事業区域の中では既に1.9haほど収益性の高い高設ベンチで立って作付けができるような施設も整備して、地域内でのより高いブランド力をつけていきたいと思いますので、取り組んでおります。今後につきましても関係町及び関係JAや普及センターと逐次導入作物の定着につきましては、打合せ等を持ちながら今後の事業化、導入推進につきまして進めてきているところではございます。

沼倉委員　　これは最初に私が8倍と申し上げましたのは、調書の10ページ、費用対効果分析のところなんですけど、現況でこの地区におけるイチゴの作付け面積が7haであると。これが55.1haになるという計画があり、その前提で効果の方を算定されているのですね。

先ほどのほかのところでは27ha作付けされているというのは、効果算定の対象でしょうか、あるいは対象外の面積でしょうか。

農地整備課　　対象外です。

沼倉委員　　対象外としますと、少なくとも効果測定の対象地域で48haの作付け面積の増加を見込んでいらっしゃるということには変わりないわけですよね。

農地整備課　　そのとおりです。

沼倉委員　　作付け面積の増加は2倍ではなくて48haですよ。

農地整備課　　7haと55haを比べればそのとおりになります。

沼倉委員　　効果の算定とすれば、48haの増加は大きいのではないかと思うのです。場所ですが、大体どのエリアでということはおもう決まっていますか。

農地整備課　　これは、本日お渡ししました追加資料の6ページの黄色の部分、これが計画でイチゴ作付けが増加する場所というふうに見込んでいるところでございます。

沼倉委員　　これは担い手農家さんの方も準備が整っているというエリアですか。

農地整備課 既に受け皿が整っているかというような質問かと思えますけれども、事業着手から10年ほど経過していますが、本体工事に着手できていないというふうなことでございますので、それらについてはまだ対応しておりません。今後事業の進捗を見ながら作付け誘導をしていきたいというふうに思っております。

沼倉委員 それでは、その担い手農家の育成の方も十分に行っていただきたいと思えます。

森杉部会長 そうですね。いいご指摘をいただきました。

このイチゴの生産が成功しているというのは、地元にとっては大変明るいニュースですね。今後もぜひとも成功していただきたいと思っておりますが、特にご指導を含めて徹底的なソフト対策を運動してお願いしたい。今から準備して、完成するまで待つのではなく、事業継続に当たって必要な条件と考えていただいて、対策に介入していただくとよろしいのではないかと思います。

農地整備課 わかりました。

森杉部会長 ほかにご意見ありませんか。それでは、この案件ですが、県の方からの原案の通り継続といたします。ただし、附帯事項として2件あります。一つは、イチゴの栽培の促進についてソフト対策を徹底していただきたい。それから、公共下水道整備に当たっての調整を十分お願いしたい。この二つを附帯意見として継続とこのイチゴの生産が成功しているというのは認定したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

森杉部会長 どうもありがとうございました。

あと2件ありますが、担当の皆様方には大変申しわけないですけれども、ここで打ち切らせていただいて次回をお願いしたいと思っております。

行政評価室長 では、事務局の方から連絡させていただきます。

審議がまだ2件ございますので、次回の部会は8月25日木曜日午前9時半から、県庁4階の特別会議室を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

森杉部会長 皆さん、今、手帳にお書きいただけますか。確認をお願いします。

行政評価室長 では、済みませんが、25日部会を開催させていただきます。

森杉部会長 それでは、散会いたします。大変長時間どうもありがとうございました。

司 会 以上をもちまして「平成17年度第3回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会」を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 岡 田 秀 二 印

議事録署名人 沼 倉 雅 枝 印